

仙台市介護保険審議会  
地域密着型サービス運営委員会  
(第4期計画期間 第4回会議)

日時：平成22年3月24日(水)  
午後3時20分～4時00分  
場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

- (1) 地域密着型サービス事業所の廃止について
- (2) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- (3) 啓発活動の効果の検証について

3 議 事

- (1) 地域密着型サービス事業者の指定について
- (2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- (3) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定について

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料1 地域密着型サービス事業所の廃止について
- 資料2 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- 資料3 啓発活動の効果の検証について
- 資料4 地域密着型サービス事業者の指定について
- 参考資料1 地域密着型サービス事業者指定に係る事業概要，事業所位置図，パンフレット
- 資料5 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料2 実地指導の実施状況について
- 資料6 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定について
- 参考資料3 事前申出事業者の概要及び事業計画書

# 仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第4期計画期間 第4回会議）議事録

日時：平成22年3月24日(水) 15:20～16:00

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

## <出席者>

### 【委員】

阿部一彦委員，安藤恵美子委員，石原祥行委員，菊田豊委員，小林孝夫委員，  
小松洋吉委員，佐々木玲子委員，土井勝幸委員

以上8名，五十音順 （瀬戸敏之委員 欠席）

### 【仙台市職員】

南方保険高齢部長，鈴木高齢企画課長，會田介護保険課長，吉田宮城野区障害高齢課介護保険係長，佐藤若林区障害高齢課介護保険係長，津田太白区障害高齢課介護保険係長，好井高齢企画課施設係長，庄司介護保険課管理係長，土屋介護保険課介護保険係長，高橋介護保険課指導係長

## <議事要旨>

### 1. 開会

会議の公開，非公開の確認 議事(1)～(3)については非公開 異議なし

議事録署名委員については 菊田委員を指名 菊田委員了承

### 2. 報告

#### (1)地域密着型サービス事業所の廃止について

- ・鈴木高齢企画課長より説明（資料1）

#### (2)小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について

- ・鈴木高齢企画課長より説明（資料2）

#### (3)啓発事業の効果の検証について

- ・鈴木高齢企画課長より説明（資料3）

委員長：事務局から説明のあった3件の報告内容について，意見等あるか。

委員：啓発事業のDVDは，前回の委員会で拝見し，非常に有益なものだと思ったが，もっと広く普及できる仕組み，例えば何らかのメディアを使うとか，媒体に流してみるとか，そういったことは考えていないのか。

事務局：区役所，総合支所の窓口のほかに，各地域包括支援センター，民生委員さん

にもお配りしているのですが、そういったところで地域に根ざしたPRができていると考えている。

委員長： ホームページでの視聴はできないのか。

事務局： DVDに出演されている利用者のご家族の方から、そこまで広く公表することの了承は得られていなかったため、対象を限って配布させていただいている。貸し出しについては可能というお話しを頂いているが、ホームページでの公表についてはそうした事情から、なかなか難しい状況である。

委員： ケアマネジャーさんに小規模多機能型居宅介護の利用を勧められたことがあったが、気持ちが進まず、現場に見学にも行かなかった。もし、その時点でDVDがありますよと貸してもらって見ていたなら、気持ちが動いたかもしれないと思うのだが、ケアマネジャーには配付していないのか。

事務局： ケアマネの研修で上映はしたが、一人ひとりのケアマネにまで配付はしていない。

委員長： 貸出ししていることをホームページに掲載することはできるだろうから、そういったことも検討してはどうか。ほかに意見等あるか。

(意見等なし)

### 3. 議事

#### (1)地域密着型サービス事業者の指定について

・鈴木高齢企画課長より説明(資料4, 参考資料1~4)

委員長： 事業者の指定について事務局から説明があったが、何か質問等あるか。

委員： 指定の際に、事業所の立地環境について、例えば土砂災害の危険があるところなどあると思うが、そうした確認はしているのか。

事務局： 土地について、法律上の各種規制はかかっていないということを確認している。

委員長： そのほか事務局からの説明の内容について、異議等なければ承認としてよろしいか。

(意見等なし)

#### (2)地域密着型サービス事業者の指定更新について

・鈴木高齢企画課長より説明(資料5, 参考資料5)

委員長： 事務局より、10事業者の指定の更新について説明があった。事務局からの説明の内容について、異議等なければ承認としてよろしいか。

(異議等なし)

#### (3)認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定について

・鈴木高齢企画課長より説明（資料6，参考資料6）

委員 長： 事務局から，選定の流れとその方法について説明があった。事務局より示された主な着眼点に基づいてそれぞれの事業計画に目を通し，意見等いただきたいとのことであったが，意見等あるか。

委員 長： 審査委員会の委員は何名なのか。

事務局： 委員長を含めて7名である。

委員： 申出事業者概要に，定員が9×2ユニットの申出となっており，一般的にはこういった形でグループホームは作られていると思うのだが，同じ地域で9×2ユニットを複数，あるいは併設でもいいが，そういった申出はできないのか。各地域に分散して作るのが重要であるという認識はあるが，経営の厳しい昨今，経営効率の面から考えて認めてもいいと思うのだが，あくまで9×2ユニットの単位ということなのか。

事務局： 仙台市は中学校区ごとに整備を進めており，計画で定められた整備数をまずは未整備地区から埋めていくという方針で進めている。そのため，現在は2ユニット限定で募集しており，3ユニットや，複数の事業所の併設は認めていない。

委員 長： 現在，仙台市内に事業所は何箇所あるのか。

事務局： グループホームは，59箇所である。

委員： 災害時の安全対策に関心があるのだが，自然災害のほかにヒューマンエラーなどもあると思うが，認知症の専門職，スペシャリストが集まっている施設で専門の分野については非常に熱心なのだが，リスクマネジメントの部分については少し認識が低いのではないかと思われる。そういう意味で，職員教育，研修により，かかわる人の意識改革ができるよう，徹底して微にいり細にわたりプログラムを組んでいただきたい。特に，グループホームの場合，夜間は利用者9人を1人の夜勤者で見なければならぬ体制となっている。火災が起こった時に，1人で9人を避難させるのは無理な話で，そもそも火事を出さないという意識を研修などで育てることが大事だ。新しいところは平屋が多いのだろうが，会社や学校の寮など2階建て以上のところを改修してグループホームをやっているところもあり，2階建て，ましてやエレベーターがついていないところで火事が起きてしまえば，逃げるのは相当困難である。また，火事といえれば放火も考えられるが，放火の場合は怨恨などが考えられるので，事業者として放火されないような運営の仕方をお願いしたい。絶対に火事を出さないといった意識を施設長はじめ，職員の皆さんが強くもっていただくことが必要と考える。

委員 長： 非常に大切なご指摘があった。災害は火事のほかに，風水害といった自然災害もある。可能な限り，リスクマネジメントを徹底する必要があると思われる。その一環として，地域との関わりもあるだろう。

- 委員： 地域や、消防行政との連携も必要だろう。
- 委員長： 配慮は十分されていると思うが、なおそういった部分も重視してもらえればと思う。
- 委員： 法律上、設置義務のない事業所もあるようだが、スプリンクラーの設置は事業所にとって、金銭面でかなりの負担となっている。マンツーマンで見なければいけないお年寄りを、夜間に1人で9人を見なければならぬ人員配置は厳しい。夜間ケア加算という加算もあるようだが、それだけではとても人件費をまかないきれない。心構えも大事だろうが、物理的な環境をある程度整える必要はある。スプリンクラーや人員配置の関係はどうなっているのか。
- 事務局： スプリンクラー設置については、21年度、22年度の2カ年度で国の交付金制度を活用し、設置義務のある275㎡以上の既存のグループホームについて、補助金を出している。1㎡あたり9,000円の補助という、比較的手厚い内容となっている。
- 委員： 人員配置について、一人では夜間の体制はやはり厳しい。先日の北海道の火事の際も、一人で1階と2階の利用者を避難させようとしても、正直不可能だろう。
- 事務局： 人員配置については、事業者の声も聞きながらとなるが、一方で収益があがっているところもあるわけで、その兼ね合いもあり、単純に介護報酬を高くできるのかなど、いろいろご意見はあるものと認識している。
- 委員長： その他、意見等あるか。  
(意見等なし)

#### 4. その他

- 委員長： 議事全体を通して、あるいはそのほか、意見等あるか。
- 委員： 先日、北海道のグループホームで火事があったが、ニュースで石油ストーブを使っているという話を聞いて、びっくりした。実態として、市内のグループホームで石油ストーブを使用しているところはあるのか。禁止されていないのか。
- 事務局： 今回の火事については、報道によると石油ストーブの近くで洗濯物を乾かしていたということで、使用法自体、適切なものとは思えない。
- 委員： 石油ストーブは倒れたりしたら危ないし、老人にとって非常に危険なものなので、使用そのものを禁止できないのかと思ったのだが。
- 事務局： ご指摘のとおり、認知症の方だと、直接触ってしまう危険性もある。暖房器具としては確かに好ましくないと考えているが、そこは我々から規制するのではなく、事業者の判断としている。
- 委員： 小規模多機能型居宅介護と併設の計画があったが、理にかなったサービスだと思う。小規模多機能に通って、訪問サービスも受けられて、それでもかなわなくなった場合にはグループホームへ、と生活の連続性が保障できる点からも

よい。また、グループホームが2ユニットだけぽつんとあっても、地域の方たちはそこがどんな施設なのかわからないということが起きているが、小規模多機能のように事業所に入っていく、出て行くという循環があれば、もう少し違った形で地域の中で認知してもらえないかと思う。小規模多機能とグループホームの併設の推奨を検討してはどうか。

委員： 他の施設と併設だと、緊急時の連携も期待できる。ボランティアの活用などといった方法もあるだろうが、なかなか人も確保できないようだ。

事務局： 地域との連携は重要であるが、どこまでリスク、責任を負っていただくかという非常に難しい問題もある。常日頃、地域の方と災害訓練を一緒にしていただいたり、地域の防災訓練に施設の職員が参加したりといった取組みを各施設で行っているが、実際そういった災害が起きてしまった場合に、地域の方にどのくらいのご協力をいただけるのか、なかなかその場面になると難しい面がある。そうした意味からすると、先ほど委員がおっしゃったとおり、災害を起こさないような取組みが、一番事業者には求められるのではないかと考えている。

委員長： 最後に事務局のほうから何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

日程は委員長と相談の上、後日文書で連絡する。

## 5. 閉会